

VI 一般事業主行動計画の策定と「くるみんマーク」の取得

VI-1 一般事業主行動計画の策定

2010年4月1日から2015年3月31日までの5年間で策定していた次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」という。）に基づく一般事業主行動計画期間が終了することから、これまでの取組みを踏まえた上で、新行動計画を策定した。

新行動計画は、第50回企画専門部会（2015年2月18日）及び第51回企画専門部会（2015年3月9日）で審議し、第24回男女共同参画推進会議（2015年3月30日）で了承された。

国立大学法人大阪教育大学一般事業主行動計画

国の次世代育成支援事業の推進の趣旨に則り、国立大学法人大阪教育大学が率先して果たすべき取組として、職員が仕事と子育てを両立させ、安心して教育、研究、就労ができる環境を構築するため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

2 内容

2-1 育児・介護を行う職員の雇用環境の整備に関する取組

目標① 育児休業・介護休業など両立支援制度全般の情報提供

〈対策〉平成32年3月までに、現在の大学WEBや学内ネットワークで提供している出産・育児・介護等のための各種制度等の周知を行う。

目標② 育児休業・介護休業取得予定の職員に対するフォロー体制の充実

〈対策〉平成32年3月までに、育児休業・介護休業を取得する予定の職員（以下「取得職員」という。）の所属する部局と人事課が連携し各種手続のための窓口を統一することにより取得職員の不安や負担を軽減する。

目標③ 男性職員の育児休業取得推進

〈対策〉平成32年3月までに、1名以上の男性職員の育児休業取得を実現するため、さらに育児休業制度等の周知を図り、育児休業を取得しやすい職場環境の整備を行う。

2-2 多様な労働条件の整備に関する取組

目標④ 所定外労働時間の削減

〈対策〉平成32年3月までに、所定外労働削減のための方策を検討し、実施する。

- ・業務の効率化・簡素化
- ・職員の所定外労働時間への意識啓発
- ・定時退勤日（ノー残業デー）の設定及び定着
- ・終業時刻以降に開催する会議・行事の設定の削減

目標⑤ 年次有給休暇の取得の促進

〈対策〉平成32年3月までに、年次有給休暇取得の促進を図るための方策を検討し、実施する。

- GW、夏季休暇、年末年始等の連続休暇の促進
- 連続休暇時の年次有給休暇取得計画表の作成
- 年次有給取得率による数値での比較
- 会議・行事の年間スケジュール周知（予め年間の会議・行事日を設定し、周知することにより年次有給休暇の取得が計画しやすいため）

2-3 その他の次世代育成支援対策に関する取組

目標⑥ 授乳及び搾乳等、子育て支援設備の整備促進

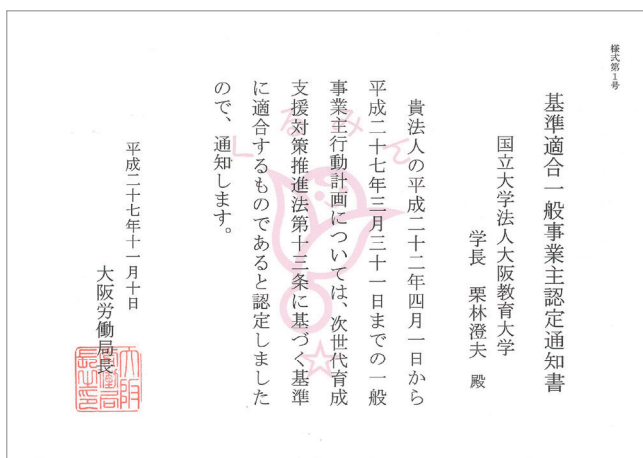
〈対策〉平成29年3月までに、トイレにベビーシートやベビーキープの設置を行う。
平成32年3月までに、既に設置の授乳室やトイレ等の子育て支援設備整備マップや電子掲示板を作成して利用者へ適切に周知する。

以上

VI-2 「くるみんマーク」の取得

次世代法に基づく一般事業主行動計画で定めた計画期間（2010年4月1日から2015年3月31日までの5年間）が終了したことに伴い、期間中の取組みにより基準適合一般事業主（くるみん認定）の基準を満たしたと考えられたことから2015年5月25日付けで大阪労働局に申請を行った結果、11月10日付けで厚生労働大臣から基準適合一般事業主に認定された。「子育てサポート企業」として次世代認定マーク「くるみん」を取得し、11月24日には、大阪労働局で認定証の交付が行われた。大阪府下の大学では大阪大学に次いで2番目、全国の教員養成系大学でも愛知教育大学に次いで2番目の認定となる。

本学では、今後も子育てする教職員を継続的に支援するとともに、学生に対してもキャリア支援の観点から、大学や企業の両立支援の取組みについて周知を図っていくこととしている。



基準適合一般事業主認定通知書



くるみんマーク